



平成 29 年 3 月 31 日

各 位

会 社 名 夢 展 望 株 式 会 社
代 表 者 名 代 表 取 締 役 社 長 濱 中 眞 紀 夫
(コード：3185 東証マザーズ)
問 合 せ 先 専 務 取 締 役 管 理 本 部 長 田 中 啓 晴
(TEL. 072-761-9293)

親会社との物流管理、EC支援業務に関する覚書締結のお知らせ

当社は、平成 29 年 3 月 31 日開催の取締役会におきまして、親会社である R I Z A P グループ株式会社との間で、物流管理業務に関するコンサルティング及び EC（イーコマース）の支援業務に係る覚書（以下「本件覚書」といいます）を締結することを決議いたしましたので、下記のとおりお知らせいたします。

記

1. 覚書締結の理由

当社は、親会社である R I Z A P グループ株式会社との間で、R I Z A P グループ株式会社とのトレーニングウェア等の商品の販売事業（以下「本件事業」といいます）に係る物流管理の業務委託契約（以下「原契約①」といいます）ならびに当社がグループ企業の EC 支援を行う業務委託契約（以下「原契約②」といいます）を締結しております。本件事業は、平成 28 年 10 月に開始しましたが、実際には原契約①で規定された物流管理業務のみならず、物流管理業務に関するコンサルティング、物流センターのレイアウト設計等に関する業務を行ってまいりました。さらに本件事業に係る EC 支援に関する業務も行ってまいりましたが、EC 支援の業務については、原契約②が存在するものの、原契約②の締結時点では、本件事業に係る EC 支援は想定されておりました。以上により、今般、親会社との間で協議を行い、業務内容の確認と対価の設定を求めて交渉を行った結果、業務の対価を 30 百万円とすることの合意に至ったため、その覚書を締結することについて決定するものであります。

2. 覚書の内容

- ① 概 要 下記原契約に基づく本件事業に係る業務の対価を④のとおり決定するものであります。
- ② 覚書締結日 平成 29 年 3 月 31 日（予定）
- ③ 対価の対象期間 平成 28 年 10 月 1 日～平成 29 年 3 月 31 日
- ④ 対 価 30,000,000 円
(原契約①の内容)
- (1) 概 要 当社が R I Z A P グループ株式会社より、本件事業の物流業務の第三者への委託にかかる物流管理業務の委託を受けこれを受託するものであります。
- (2) 相 手 方 R I Z A P グループ株式会社
- (3) 契約締結日 平成 29 年 3 月 1 日

(原契約②の内容)

- (1) 概要 当社がR I Z A Pグループ株式会社よりR I Z A Pグループ株式会社のグループ企業のECに関するコンサルティング（EC事業アドバイザー業務、EC事業推進業務等）の委託を受けこれを受託するものであります。
- (2) 相手方 R I Z A Pグループ株式会社
- (3) 契約締結日 平成28年5月1日、平成28年8月1日、平成28年11月1日、平成29年1月31日

3. 支配株主との取引に関する事項

当該取引は、当社の親会社であるR I Z A Pグループ株式会社との取引となり、支配株主との取引等に該当します。

- ① 支配株主との取引等を行う際における少数株主の保護の方策に関する指針との適合状況
当社は平成28年7月4日に公表したコーポレートガバナンス報告書において、支配株主との取引等を行う際における少数株主の保護の方策に関する指針として、「当社は支配株主との間で取引が発生する場合には、取引の合理性（事業上の必要性）と取引条件及び取引条件の決定方針の妥当性について十分に検討するものとし、少数株主の権利を不当に害することのないよう、少数株主の保護に努めてまいります。」と定めております。今般の取引におきましても、公正性を担保するための措置及び利益相反を回避するための措置に加えて、取引の合理性（事業上の必要性）と取引条件及び取引条件の決定方針の妥当性については、取締役会において検討を行った結果、対価として受領する金額の算定根拠に合理性があることから、少数株主の保護の方策に関する指針に適合していると判断しております。
- ② 公正性を担保するための措置及び利益相反を回避するための措置に関する事項
本件取引については、業務を細分化し、人員数・時間数に応じて対価を算定しており、実際に行われた業務内容、成果等からして適正であると判断しております。
また、当社の役員である濱中眞紀夫氏、八島隆雄氏は、支配株主の職員を兼務しているため、当該意思決定等の取締役会決議に参加しない事により、利益相反を回避致しております。
- ③ 当該取引等が少数株主にとって不利益なものではないことに関する支配株主と利害関係のない者から入手した意見の概要
支配株主と利害関係を有しない当社の独立役員である社外取締役2名（石原康成氏、古川純平氏）より、本覚書で合意する対価については、当社において業務内容を細分化し時間数に応じて金額が算出されており、実際に行われた業務内容、成果等からして金額は適正な金額と当社が判断し親会社にもその旨説明し了承が得られていることから不相当と認められず、これらの業務の対価の合意を明らかにするものであって、締結の必要性があり、また、本覚書を締結するにあたって、公正性を担保するための措置及び利益相反を回避するための措置も図られていることから、少数株主にとって不利益とは認められない旨の意見を頂戴しております。

4. 業績に与える影響

業績に与える影響につきましては現在精査中であり、今後、公表すべき事実が発生した場合は速やかに公表いたします。

以上